

第3次男女共同参画プラン 実施計画

指標にかかる計画 (H28~H32)

【評価（自己評価）】

- S: 男女共同参画の視点を持ち計画（想定）以上の成果を上げることができた
- A: 男女共同参画の視点を持ち概ね取り組むことができた
- B: 男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要
- C: 取組を実施しなかった（未実施）、積極的な取組が必要
- : 該当ケースがなかった（該当なし）

| 基本的施策                          | 施策の方向                              | 指標                               | 現状値 (H26)                | 目標値 (H32) | 取組内容 (H28~H32)  | 実施状況 (H28) |    |     |             | 担当課            |
|--------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|--------------------------|-----------|---|------------|----|-----|-------------|----------------|
|                                |                                    |                                  |                          |           |   | 実施内容       | 評価 | 実績値 | 目標値の達成率 (%) |                |
| 1 男女共同参画についての理解の促進             | (1) 男女共同参画推進のための広報・啓発              | 1 男女共同参画に関する講演会等への参加人数           | 462人                     | 570人      | 市民が、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的役割分担意識が、社会の慣習、ライフスタイルの中に存在していることを認識し、男女ともに個人として尊重され性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画の必要性について理解を深め、意識の醸成を図るきっかけを得ることができる講演会等を実施し、参加者の増加を目指します。   |            |    |     |             | 市民交流課          |
|                                | (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進          | 2 男女共同参画の視点に立った職業講話を実施する学校数      | —                        | 10校       | 小学校で、実際に職業に就いている方を講師とした講話をとおして、性別にとらわれず、将来の職業を自由に幅広く選択する意識を育む授業を実施し、実施校の増加を目指します。   |            |    |     |             | 市民交流課          |
| 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大           | (1) 審議会等への女性の参画拡大                  | 1 審議会等の委員に占める女性の割合               | (H26 27.7%)<br>H27 28.6% | 30%       | ・各審議会の担当課において、男女の均衡がとれた委員の選出に配慮します。<br>・団体等へ委員の推薦を依頼する際は、団体の長に限らず女性を含む適任者の推薦を働きかけ、審議会委員全体に占める女性の割合の増加を目指します。  |            |    |     |             | 関係各課           |
| 3 地域における男女共同参画の推進              | (2) 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進           | 1 防災訓練参加者に占める女性の割合               | 34.8%                    | 40%       | 災害時には、性別に関わりなく個の能力を集結し、諸問題への対応が必要となる。このため、防災訓練への参加による経験が大切であるが、現状では参加する女性の割合が低い。市民に対して、広報ふじのみや、ホームページ、同報無線、出前講座等により防災訓練への参加を促すための情報発信を行うとともに、自主防災会の役員に対して、避難所運営連絡会、災害時地域リーダー研修会等の席上で、男女ともに参加しやすい防災訓練を実施をしていただくように啓発を図り、防災訓練参加者総数に占める女性の割合の増加を目指します。 |            |    |     |             | 危機管理局          |
| 4 就労の場における男女平等とワーク・ライフ・バランスの推進 | (1) 男性中心型の働き方の変革によるワーク・ライフ・バランスの推進 | 1 「男女共同参画社会づくり宣言」（県事業）の宣言事業所・団体数 | 14件                      | 22件       | 関係機関と協力し、ホームページやチラシによる情報提供、事業所訪問などにより、ワーク・ライフ・バランスの推進や仕事と育児・介護の両立への支援を図る環境の整備について啓発を図り、男女共同参画社会づくり宣言（県事業）の宣言事業所・団体数の増加を目指します。   |            |    |     |             | 市民交流課<br>商工振興課 |
|                                | (3) 仕事と育児・介護の両立への支援                |                                  |                          |           |   |            |    |     |             |                |
| 5 男女がともに担う子育てと介護への支援           | (1) 子育てへの支援                        | 1 教育・保育の認可施設における利用定員             | 3,866人                   | 4,408人    | 子どもを生み育てる世代の男女が仕事と子育ての両立を実現できるように、保育・教育施設（保育園、認定こども園、小規模保育事業、幼稚園）をニーズを踏まえて配備し、定員増加を目指します。   |            |    |     |             | 子ども未来課         |
|                                | (3) 男性の子育て・介護への参画促進                | 2 積極的に育児をしている父親の割合               | —                        | 63%       | 母子健康手帳（両親とともに記録する仕様になっている）の交付、もうすぐパパママ学級（妊婦体験や沐浴練習など）での体験学習や交流、乳児家庭全戸訪問（両親で協力して子育てすることなどを助言する）等の事業において、両親とともに子育てを担うこと、男性の子育てへの参画を促進し、積極的に育児をしている父親の割合の増加を目指します。   |            |    |     |             | 健康増進課          |
| 6 性に関する理解促進と男女の健康支援            | (2) 性差やライフステージに応じた健康支援             | 1 子宮頸がん検診受診率                     | 22.9%                    | 50%       | 子宮頸がんの早期発見・早期治療のため、がん検診について、広報やホームページ、地方紙、健康講座や街頭キャンペーンなどで啓発を行い、子宮頸がん検診の受診率増加を目指します。  |            |    |     |             | 健康増進課          |
|                                |                                    | 1 乳がん検診受診率                       | 23.6%                    | 50%       | 乳がんの早期発見・早期治療のため、がん検診について、広報やホームページ、地方紙、健康講座や街頭キャンペーンなどで啓発を行い、乳がん検診の受診率増加を目指します。  |            |    |     |             | 健康増進課          |
|                                |                                    | 1 前立腺がん検診受診率                     | 46.6%                    | 50%       | 前立腺がんの早期発見・早期治療のため、がん検診について、広報やホームページ、地方紙、健康講座や街頭キャンペーンなどで啓発を行い、前立腺がん検診の受診率増加を目指します。  |            |    |     |             | 健康増進課          |
| 7 女性に対する暴力の根絶                  | (1) DV（配偶者等からの暴力）のない地域づくりの推進       | 1 デートDV講座を実施する学校数                | —                        | 6校        | 中学校で、DV（デートDVを含む）について基礎的な知識を学び理解を深め、DV（デートDVを含む）の加害者にも被害者にもならないように意識啓発を図る授業を実施し、実施校の増加を目指します。   |            |    |     |             | 市民交流課          |

施策にかかる計画 (H28～H32)

【評価（自己評価）】

- S：男女共同参画の視点を持ち計画（想定）以上の成果を上げることができた
- A：男女共同参画の視点を持ち概ね取り組むことができた
- B：男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要
- C：取組を実施しなかった（未実施）、積極的な取組が必要
- －：該当ケースがなかった（該当なし）

基本的施策 1 男女共同参画についての理解の促進

施策の方向(1) 男女共同参画推進のための広報・啓発

| 番号 | 施策                                 | 内容   | 担当課 (H28) | 取組内容 (H28～H32)   | 実施状況 (H28) |    |
|----|------------------------------------|--|-----------|--|------------|----|
|    |                                    |  |           |  | 実施内容       | 評価 |
| 1  | 男女共同参画に関する講演会等の実施                  | 男女共同参画についての市民の理解を深め、意識の醸成を図るため講演会等を実施します。    | 市民交流課     | 市民が、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的役割分担意識が、社会の慣習、ライフスタイルの中に存在していることを認識し、男女ともに個人として尊重され性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画の必要性について理解を深め、意識の醸成を図るきっかけができる講演会等を実施し、参加者の増加を目指します。<br>(指標にかかる計画1-①の再掲) |            |    |
| 2  | 男女共同参画に関する情報の収集・発信                 | 男女共同参画についての理解を深め、意識の醸成を図るため情報を収集・発信します。      | 市民交流課     | 広報ふじのみや、ホームページ、地方紙、男女共同参画週間や市民生活展でのパネル掲示、チラシ配布などにより、男女共同参画に関する情報を発信します。  |            |    |
|    |                                    |  | 中央図書館     | 男女共同参画に関する書籍を収集するとともに、男女共同参画週間に特設コーナーを設置し、情報を発信します。  |            |    |
| 3  | 市の刊物やホームページ等における男女共同参画の視点に留意した情報発信 | 広報等の市刊物やホームページ等において、男女共同参画の視点に留意した情報発信を行います。 | 情報発信課     | 広報紙、ホームページ、フェイスブック等、報道機関等への情報提供などにおいて、その内容や表現について男女共同参画の視点に留意するよう各課に指導するとともに、編集時に原稿に不適切な表現がないかの確認を行います。  |            |    |

施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

| 番号 | 施策                          | 内容   | 担当課 (H28) | 取組内容 (H28～H32)   | 実施状況 (H28) |    |
|----|-----------------------------|--|-----------|--|------------|----|
|    |                             |  |           |  | 実施内容       | 評価 |
| 1  | 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進        | 家庭教育学級において、男女共同参画の視点で、性別にとらわれることなく個性と能力を尊重した教育について考える機会を提供します。 | 社会教育課     | 家庭教育学級のリーダー講座において、男女共同参画についての理解を深め、意識を高める内容を取り入れます。また、女性が多くを占める家庭教育学級において、男性も参加できる行事を組み入れます。         |            |    |
| 2  | 教職員等の意識の向上                  | 男女共同参画の視点に立った児童・生徒への指導、園児への保育を行うため、教職員・保育士等の意識の向上を図ります。        | 学校教育課     | 教職員対象の（仮称）ジェンダーチェックを作成し、その実施をとおして、教職員の男女共同参画への意識を高めます。   |            |    |
|    |                             |  | 子ども未来課    | 保育士対象の（仮称）ジェンダーチェックを作成し、その実施をとおして、保育士の男女共同参画への意識の向上に努めます。  |            |    |
| 3  | 男女共同参画の視点に立った進路指導、キャリア教育の実施 | 性別にとらわれることなく、男女共同参画の視点で個性と能力を尊重した進路指導やキャリア教育等を実施します。           | 学校教育課     | 男女共同参画の視点に立ち、個性と能力を尊重した進路指導、キャリア教育等を実施します。   |            |    |
|    |                             |  | 市民交流課     | 小学校で、実際に職業に就いている方を講師とした講話とおして、性別にとらわれず、将来の職業を自由に幅広く選択する意識を育む授業を実施し、実施校の増加を目指します。<br>(指標にかかる計画1-②の再掲) |            |    |
| 4  | 人権尊重、男女共同参画に関する学習の実施        | 副教材、その他関連資料などを活用して、人権尊重、男女共同参画などに関する学習を実施します。                  | 学校教育課     | 人権教育の手引き（県教育委員会発行）などの副教材を活用して、道徳・学級活動をはじめ、学校の教育活動全体において、人権尊重、男女共同参画に関する意識を高める学習を行います。                |            |    |
| 5  | 学校行事における男女共同参画の推進           | 授業参観などの学校行事の開催日の設定を配慮することなどにより、学校行事への男性の参加を促進します。              | 学校教育課     | 男性も参加しやすいよう授業参観などの学校行事の開催日を配慮し、男性の学校活動に対する関心を高め、学校行事への男性の参加促進に努めます。                                  |            |    |
| 6  | 男女共同参画の視点に立った生涯学習等の推進       | 男女共同参画について考える機会となる講座等を開催します。                                   | 社会教育課     | 父子参加の親子講座など男女共同参画について考える機会となる講座を開催します。   |            |    |
| 7  | 男女共同参画の視点に立った学習機会の拡充        | 託児付きの講座、教室等を実施し、子育て中の男女の学習活動への参加促進を図ります。                       | スポーツ振興課   | 子育て中の女性がスポーツ教室等に参加しやすいよう、託児付きの教室や講座、親子で参加できる教室等を実施します。   |            |    |
|    |                             |  | 中央図書館     | 子育て世代等を対象とした講座、講演会（読書や読み聞かせの大切さを学ぶ講座、講演会）を託児付きで実施します。  |            |    |
|    |                             |  | 市民生活課     | 子どもを持つ女性、男性が気軽に参加できる消費教育活動を託児付きで実施します。   |            |    |
|    |                             |  | 社会教育課     | 子育て中の男女が学習活動に参加できるように託児付きの公民館講座などを開催します。   |            |    |
|    |                             |  | 市民交流課     | 子育て中の女性に対し、学習活動とあわせて交流や情報交換できる場を提供する講座を託児付きで開催します。   |            |    |

施策にかかる計画 (H28～H32)

基本的施策 1 男女共同参画についての理解の促進

施策の方向(3) 男性にとっての男女共同参画の理解の促進

| 番号 | 施策                          | 内容   | 担当課 (H28) | 取組内容 (H28～H32)  | 実施状況 (H28) |    |
|----|-----------------------------|--|-----------|---|------------|----|
|    |                             |  |           |   | 実施内容       | 評価 |
| 1  | 男性が取り組む男女共同参画に関する情報の収集・発信   | 男性が男女共同参画について考える機会となる情報を収集・発信します。                      | 社会教育課     | 子育て応援メールマガジンにより、男性の子育てを促進するような情報や子どものかかわり方などを取り入れた情報を発信します。 |            |    |
|    |                             |  | 市民交流課     | 育児・家事などに積極的に取り組む男性のロールモデルなどの情報を収集・発信し、男性の育児・家事などへの参画を促進します。 |            |    |
| 2  | 男性を対象とする男女共同参画の視点に立った講座等の実施 | 男性を対象とする男女共同参画の視点に立った講座等を実施し、男性における男女共同参画に関する理解を促進します。 | 市民交流課     | 男性が子どもと一緒に参加する講座を実施し、男性の育児への理解と積極的な取組を促進します。                |            |    |
|    |                             |  | 社会教育課     | 男の料理講座など男性を対象とした男女共同参画の視点に立った講座を実施します。                      |            |    |
|    |                             |  | 健康増進課     | もうすぐパパママ学級で妊婦体験等とおして、父親・母親の相互の理解を深めます。                      |            |    |

施策の方向(4) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

| 番号 | 施策                                | 内容   | 担当課 (H28) | 取組内容 (H28～H32)   | 実施状況 (H28) |    |
|----|-----------------------------------|--|-----------|--|------------|----|
|    |                                   |  |           |  | 実施内容       | 評価 |
| 1  | 諸外国における男女共同参画の状況に関する情報の収集・発信      | 男女共同参画に関する国際的動向や諸外国における取組等の情報を収集・発信することにより、市民の国際的視点に立った男女共同参画への理解を促進します。 | 市民交流課     | 男女共同参画白書、内閣府のホームページなどから国際的動向や諸外国の情報を収集し、ホームページや掲示物、チラシなどにより情報を発信します。   |            |    |
| 2  | 男女共同参画の視点に立った国際理解・異文化理解を深める講座等の開催 | 国際理解・異文化理解を深め、諸外国と日本の男女共同参画の現状について考える機会を提供する講座等を開催します。                   | 市民交流課     | ・男女共同参画の視点で、諸外国の社会習慣、人々の考え方やライフスタイルなどを知る講演会などを開催します。<br>・国際交流協会が行う国際理解講座の中で、講座の対象国における男女共同参画の状況を説明いただくとともに、日本の現状について考える機会をつくります。 |            |    |
| 3  | 外国人市民への男女共同参画に関する働きかけ             | 外国語で表記した男女共同参画に関する情報を発信し、外国人市民の男女共同参画に関する講座などへの参加を促します。                  | 市民交流課     | 外国語で表記した男女共同参画に関するチラシを作成し、国際交流協会などの協力を得ながら広く配布します。   |            |    |

【評価 (自己評価)】

S: 男女共同参画の視点を持ち計画 (想定) 以上の成果を上げることができた

A: 男女共同参画の視点を持ち概ね取り組むことができた

B: 男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要

C: 取組を実施しなかった (未実施)、積極的な取組が必要

—: 該当ケースがなかった (該当なし)

施策にかかる計画 (H28～H32)

【評価（自己評価）】

- S：男女共同参画の視点を持ち計画（想定）以上の成果を上げることができた
- A：男女共同参画の視点を持ち概ね取り組むことができた
- B：男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要
- C：取組を実施しなかった（未実施）、積極的な取組が必要
- －：該当ケースがなかった（該当なし）

基本的施策2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向(1) 審議会等への女性の参画拡大

| 番号 | 施策              | 内容  | 担当課 (H28) | 取組内容 (H28～H32)  | 実施状況 (H28) |    |
|----|-----------------|---|-----------|---|------------|----|
|    |                 |   |           |   | 実施内容       | 評価 |
| 1  | 市の審議会等への女性の参画拡大 | 団体等からの推薦により審議会等の委員を選出する場合に、団体等に対し、団体の長に限らず女性を含む適任者の選任を働きかけるなど、審議会等への女性の参画を積極的に進めます。 | 関係各課      | ・各審議会の担当課において、男女の均衡がとれた委員の選出に配慮します。<br>・団体等へ委員の推薦を依頼する際は、団体の長に限らず女性を含む適任者の推薦を働きかけ、審議会委員全体に占める女性の割合を増加を目指します。<br>(指標にかかる計画2-1)の再掲) |            |    |

施策の方向(2) 市役所・教育の場における女性の積極的登用

| 番号 | 施策                  | 内容   | 担当課 (H28) | 取組内容 (H28～H32)   | 実施状況 (H28) |    |
|----|---------------------|--|-----------|--|------------|----|
|    |                     |  |           |  | 実施内容       | 評価 |
| 1  | 市役所における管理職等への女性の登用  | 女性職員の管理職及び監督職への積極的登用を行います。   | 人事課       | 女性職員の管理職及び監督職への積極的登用を行います。   |            |    |
| 2  | 市役所における女性職員の職域拡大    | 性別にとらわれず、個人の適性と能力に応じた職員配置や各課内の事務分担を行うことにより、女性職員の職域拡大を図り、女性が特定の分野に偏ることのないよう、男女の均衡のとれた職員配置を行います。 | 人事課       | 従来は主として男性が配置されていた職場についても、性別によらず個人の適性と能力に応じた職員配置を行い、女性職員の職域の拡大を図ります。  |            |    |
| 3  | 市役所における女性職員の育成      | 女性職員の意識改革や能力開発、職域拡大などを図るため、研修会の実施、他機関が開催する研修会等への派遣、自主研修への支援などを積極的に進めます。                        | 人事課       | ・女性職員の成長を支援するためのキャリアアシスト研修、ワーク・ライフ・バランス研修等を実施します。<br>・管理職が、女性職員の成長を支えるために、組織や上司としてどのように接していくかを習得するための研修を実施します。 |            |    |
| 4  | 教育の場における管理職等への女性の登用 | 女性教職員の校長及び教頭、各主任等への積極的登用にに向けた人材の育成を進めます。   | 学校教育課     | 性別によらず個人の適性と能力に応じて、各主任等を選出し、女性の人材育成を進めます。  |            |    |

施策の方向(3) 事業所等における女性の登用促進

| 番号 | 施策                           | 内容   | 担当課 (H28) | 取組内容 (H28～H32)   | 実施状況 (H28) |    |
|----|------------------------------|--|-----------|--|------------|----|
|    |                              |  |           |  | 実施内容       | 評価 |
| 1  | 事業所や民間の団体における主要な役職への女性の登用の促進 | 事業所や民間の団体における管理職や役員など、方針を決定する主要な役職への女性の登用について、ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所など、参考となる事例について情報を発信し、女性の登用について啓発を行います。 | 商工振興課     | 関係機関と協力し、女性の管理職や役員などへの登用について積極的に取り組んでいる事業所の事例などについて、ホームページやチラシなどで情報を発信します。 |            |    |

施策の方向(4) 女性の人材育成の推進

| 番号 | 施策                   | 内容  | 担当課 (H28) | 取組内容 (H28～H32)  | 実施状況 (H28) |    |
|----|----------------------|---|-----------|---|------------|----|
|    |                      |   |           |   | 実施内容       | 評価 |
| 1  | 政策や方針の決定過程に参画する女性の育成 | 政策や方針の決定過程に参画する女性を育成するために、国や県などが主催する研修について情報を提供し、積極的な参加を促します。 | 市民交流課     | 国や県などが主催する、政策・方針の決定過程に参画する女性を育成するための研修に関する情報を、ホームページや地方紙への掲載、チラシなどにより広く提供し、積極的な参加を促します。 |            |    |

施策にかかる計画 (H28～H32)

【評価 (自己評価)】

- S : 男女共同参画の視点を持ち計画 (想定) 以上の成果を上げることができた
- A : 男女共同参画の視点を持ち概ね取り組むことができた
- B : 男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要
- C : 取組を実施しなかった (未実施)、積極的な取組が必要
- : 該当ケースがなかった (該当なし)

基本的施策 3 地域における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 地域活動における男女共同参画の推進

| 番号 | 施策                        | 内容  | 担当課 (H28) | 取組内容 (H28～H32)   | 実施状況 (H28) |    |
|----|---------------------------|---|-----------|--|------------|----|
|    |                           |   |           |  | 実施内容       | 評価 |
| 1  | 男女が対等に参加・参画する地域活動や市民活動の推進 | 自治会、PTA、NPO等の活動において、性別にとらわれない役割分担、男女の均衡がとれ男女双方の意見が反映される運営体制などを推進するため、規約等を改正し女性役員の登用を積極的に進めている先進事例などの情報を発信し、男女共同参画の視点に立った活動を促す働きかけを行います。 | 市民生活課     | 自治会活動において、区長会の総会や研修会で男女共同参画への理解を深め、女性役員登用の積極的取組事例などの情報を発信し、性別にとらわれない役員の選出、女性役員の積極的選出を促す働きかけを行います。                                  |            |    |
|    |                           |   | 市民交流課     | NPO活動において、駅前交流センターで行う市民活動相談業務の中で、男女が対等に取り組み、双方の意見が反映される運営体制などを促します。  |            |    |
|    |                           |   | 社会教育課     | ・PTA活動において、会長、副会長など意思決定を行う役職の選出について、性別にとらわれない選出、女性の積極的選出を促す働きかけを行います。<br>・生活習慣の見直しなど家庭の教育力の向上を目指す活動については、男女を問わず取り組むことを前提とした内容とします。 |            |    |

施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

| 番号 | 施策                               | 内容   | 担当課 (H28) | 取組内容 (H28～H32)  | 実施状況 (H28) |    |
|----|----------------------------------|--|-----------|---|------------|----|
|    |                                  |  |           |   | 実施内容       | 評価 |
| 1  | 誰もが参加しやすい防災訓練の実施                 | 男女双方の視点に立ち、男女ともに参加しやすい防災訓練の実施に努めます。                                | 危機管理局     | 災害時には、性別に関わりなく個の能力を集結し、諸問題への対応が必要となる。このため、防災訓練への参加による経験が大切であるが、現状では参加する女性の割合が低い。市民に対して、広報ふじのみや、ホームページ、同報無線、出前講座等により防災訓練への参加を促すための情報発信を行うとともに、自主防災会の役員に対して、避難所運営連絡会、災害時地域リーダー研修会等の席上で、男女ともに参加しやすい防災訓練を実施をしていただくように啓発を図り、防災訓練参加者総数に占める女性の割合の増加を目指します。<br>(指標にかかる計画3-(2)の再掲) |            |    |
| 2  | 男女共同参画の視点を取り入れた避難所の運営・管理体制等の推進   | 男女双方の視点を取り入れ、多様なニーズを持つ人々に配慮した避難所運営ができるよう、男女の均衡がとれた運営体制や管理体制を推進します。 | 危機管理局     | 自主防災会の役員に対して、避難所運営連絡会、災害時地域リーダー研修会等の席上で、男女双方の視点を取り入れた避難所運営ができる体制の構築について働きかけます。  |            |    |
| 3  | 地域の防災組織における女性の視点を取り入れた備蓄品等の配備の促進 | 地域の自主防災会等に対し、女性の視点を取り入れた備蓄品等の配備を促す働きかけを行います。                       | 危機管理局     | 自主防災会の役員に対して、避難所運営連絡会、災害時地域リーダー研修会等の席上で、女性の視点を取り入れた備蓄品等の配備について働きかけます。   |            |    |

施策の方向(3) 地域活動団体との連携等による男女共同参画の推進

| 番号 | 施策         | 内容  | 担当課 (H28) | 取組内容 (H28～H32)  | 実施状況 (H28) |    |
|----|------------|---|-----------|---|------------|----|
|    |            |   |           |   | 実施内容       | 評価 |
| 1  | 地域活動団体との連携 | 男女共同参画を推進する地域活動団体との連携により、男女共同参画に関する啓発活動を実施し、市民の男女共同参画についての理解の促進を図ります。 | 市民交流課     | 市民の男女共同参画についての理解の促進、啓発を図ることを目的に、男女共同参画センター利用団体と連携し、男女共同参画フォーラムを開催します。   |            |    |
| 2  | 地域活動団体の支援  | 男女共同参画を推進する地域活動団体の活動情報の発信、団体間の情報交換や交流の機会を提供することなどにより地域活動団体の活動を支援します。  | 市民交流課     | 男女共同参画センター利用団体の活動について、男女共同参画センターにチラシを掲示するなど情報発信を支援する。また、男女共同参画センター利用団体連絡会において団体間の情報交換の場を設定するとともに、男女共同参画フォーラムの企画・運営をととして団体間の交流を図ります。 |            |    |

施策にかかる計画 (H28～H32)

【評価(自己評価)】

S：男女共同参画の視点を持ち計画(想定)以上の成果を上げることができた

A：男女共同参画の視点を持ち概ね取り組むことができた

B：男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要

C：取組を実施しなかった(未実施)、積極的な取組が必要

－：該当ケースがなかった(該当なし)

基本的施策4 就労場における男女平等とワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向(1) 男性中心型の働き方の変革によるワーク・ライフ・バランスの推進

| 番号 | 施策                  | 内容  | 担当課(H28)       | 取組内容(H28～H32)   | 実施状況(H28) |    |
|----|---------------------|---|----------------|---|-----------|----|
|    |                     |   |                |   | 実施内容      | 評価 |
| 1  | 長時間労働の抑制などの働き方変革の推進 | 長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得向上などの必要性と効果、取組方法や取組事例等の情報を提供し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。 | 市民交流課<br>商工振興課 | 関係機関と協力し、ホームページやチラシなどによる長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得向上などの必要性と効果、取組方法や取組事例等の情報提供、事業所訪問などにより、ワーク・ライフ・バランスの推進について啓発を図り、男女共同参画社会づくり宣言(県事業)の宣言事業所・団体数の増加を目指します。<br>(指標にかかる計画4-1)の再掲) |           |    |

施策の方向(2) 男女の平等な雇用・労働条件の確保

| 番号 | 施策                        | 内容  | 担当課(H28) | 取組内容(H28～H32)  | 実施状況(H28) |    |
|----|---------------------------|---|----------|--|-----------|----|
|    |                           |   |          |  | 実施内容      | 評価 |
| 1  | 雇用における男女の均等な機会・待遇の確保      | 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など関連する法制度について理解を深め、女性が性別を理由とする採用や昇進等における差別、婚姻や妊娠・出産等を理由とする不利益扱いを受けることがないよう、法の周知、労働環境の整備について啓発を図ります。 | 商工振興課    | 関係機関と協力し、ホームページやチラシ配布などにより、雇用における男女の均等な機会・待遇の確保、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、育児・介護休業、女性活躍推進など関連する各種法制度の周知、労働環境の整備などについて情報提供と啓発を図ります。 |           |    |
| 2  | 自営業等における女性の労働条件向上と経営参画の推進 | 家族経営協定の締結促進により、農業における女性の就業条件を明確化、経営への参画を進めます。   | 農政課      | ホームページやチラシ、農業経営相談等で家族経営協定の周知を図り締結を推進し、農業経営への女性の参画促進を図ります。  |           |    |

施策の方向(3) 仕事と育児・介護の両立への支援

| 番号 | 施策                                 | 内容  | 担当課(H28)       | 取組内容(H28～H32)   | 実施状況(H28) |    |
|----|------------------------------------|---|----------------|---|-----------|----|
|    |                                    |   |                |   | 実施内容      | 評価 |
| 1  | 男女双方において、育児・介護と仕事の両立を実現しやすい環境整備の促進 | 男性の育児・介護休業の取得など参考事例の情報を提供し、男女を問わない育児・介護休業の取得、労働時間の短縮など、男女双方において育児・介護と仕事の両立を実現しやすい環境整備への取組を促します。 | 市民交流課<br>商工振興課 | 関係機関と協力し、ホームページやチラシなどによる男女を問わない育児・介護休業の取得、労働時間の短縮などについて参考事例等の情報提供、事業所訪問などにより、男女双方における育児・介護と仕事を両立する制度の利用促進、育児・介護と仕事の両立を実現しやすい環境整備への取組を促し、男女共同参画社会づくり宣言(県事業)の宣言事業所・団体数の増加を目指します。<br>(指標にかかる計画4-3)の再掲) |           |    |
| 2  | 次世代育成支援対策推進法に基づく富士宮市特定事業主行動計画の推進   | 市内事業所の模範となるよう、市が率先して仕事と子育てとの両立支援、職場の意識・風土や働き方の改革などに取り組みます。                                      | 人事課            | 男性職員の育児休暇取得ができる職場環境の醸成とともに、妻の出産補助休暇取得率の向上を目指して、制度の周知や男性の育児参加に理解のある「イクボス」育成等のためのワーク・ライフ・バランス研修などを実施します。  |           |    |

施策の方向(4) 女性の再就職や起業への支援

| 番号 | 施策                  | 内容   | 担当課(H28)     | 取組内容(H28～H32)  | 実施状況(H28) |    |
|----|---------------------|--|--------------|--|-----------|----|
|    |                     |  |              |  | 実施内容      | 評価 |
| 1  | 女性の再就職や起業に向けた学習への支援 | 再就職や起業に必要な技術や知識などの習得にかかる情報や学習機会を提供し、女性の再就職や起業に向けた学習を支援します。 | 農政課<br>市民交流課 | 県との共催により就農塾を開催し、新規就農者の課題となる販売と経営の基礎の学習により、女性の就農を促進する。また、6次産業にかかる女性の起業セミナー(県事業)などの情報を周知し参加を促します。<br>託児付きのパソコン講座を開催し女性の就職や起業を支援する。また、就職や起業に関する相談やセミナーの情報をホームページやチラシなどで提供します。 |           |    |
| 2  | 女性の再就職の支援           | 再就職を希望する女性を対象とするセミナーや就職相談などの情報を提供し、女性の再就職に向けた取組を支援します。     | 商工振興課        | 関係機関と協力し、ホームページやチラシ配布などにより、再就職を希望する女性を対象とする相談やセミナーなどについて情報提供を行います。   |           |    |

施策にかかる計画 (H28～H32)

【評価 (自己評価)】

- S: 男女共同参画の視点を持ち計画 (想定) 以上の成果を上げることができた
- A: 男女共同参画の視点を持ち概ね取り組むことができた
- B: 男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要
- C: 取組を実施しなかった (未実施)、積極的な取組が必要
- : 該当ケースがなかった (該当なし)

基本的施策5 男女がともに担う子育てと介護への支援

施策の方向(1) 子育てへの支援

| 番号 | 施策                | 内容   | 担当課 (H28) | 取組内容 (H28～H32)   | 実施状況 (H28) |    |
|----|-------------------|--|-----------|--|------------|----|
|    |                   |  |           |  | 実施内容       | 評価 |
| 1  | 保育事業を提供する体制の確保    | 富士宮市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育園、認定こども園、小規模保育事業における保育の提供、保護者のニーズに応じた多様な保育サービスの提供により、男女が就業しながら子育てすることを支援します。 | 子ども未来課    | ・子どもを生み育てる世代の男女が仕事と子育ての両立を実現できるように、保育・教育施設(保育園、認定こども園、小規模保育事業、幼稚園)をニーズを踏まえて配備し、定員増加を目指します。<br>(指標にかかる計画5-(1)の再掲)<br><br>・延長保育や病後児保育事業など多様な保育サービスの充実を図り、保護者の、子育てと仕事の安定的両立の確保を支援します。 |            |    |
| 2  | 地域における子育て支援の充実    | 地域との協力・連携の下、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童クラブ事業などを実施し、男女が就業しながら子育てすることを支援します。                               | 子ども未来課    | ニーズを踏まえたファミリー・サポート・センター事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)を実施することにより、保護者の、子育てと仕事の安定的両立の確保を支援します。  |            |    |
|    |                   |  | 市民交流課     | 妊娠期から子育て期にわたる継続したサポート体制の充実等を図るとともに、コンビニエンスストア等において子育てにやさしい環境づくりを推進することにより、男女が就労しながら子育てすることを支援します。  |            |    |
| 3  | 配慮が必要な子どもの保護者への支援 | 配慮が必要な子供への療育や支援の場を提供することにより、男女が就労しながら子育てすることを支援します。  | 療育支援課     | 療育支援センターでの相談や療育教室、あすなろ園(障がい児通所施設)での通所支援や支援時間外のサポート保育の実施により、未就学の障がいのある子、発達の子の保護者の子育てを支援します。   |            |    |

施策の方向(2) 介護への支援

| 番号 | 施策                | 内容  | 担当課 (H28) | 取組内容 (H28～H32)   | 実施状況 (H28) |    |
|----|-------------------|---|-----------|--|------------|----|
|    |                   |   |           |  | 実施内容       | 評価 |
| 1  | 介護や高齢者福祉サービスの利用促進 | 介護保険制度や高齢者福祉サービスについての情報を広く周知し、サービスの利用を促進することにより、家庭における介護の軽減を図ります。 | 介護障害支援課   | 介護保険制度に関するパンフレットを作成して、ホームページや出前講座などにより制度の普及に努め、介護サービスの利用促進により家庭における介護の軽減を図ります。     |            |    |
|    |                   |   | 福祉総合相談課   | 広報ふじのみや、ホームページなどにより高齢者福祉サービスなどの情報を発信し、個々の実情に応じた適切な福祉サービスにつなげるとともに家庭における介護の軽減を図ります。 |            |    |

施策の方向(3) 男性の子育て・介護への参画促進

| 番号 | 施策           | 内容  | 担当課 (H28) | 取組内容 (H28～H32)  | 実施状況 (H28) |    |
|----|--------------|---|-----------|---|------------|----|
|    |              |   |           |   | 実施内容       | 評価 |
| 1  | 男性の子育てへの参画促進 | 男性の子育てについて、交流や情報交換できる場や相談できる場をつくり、子育ての参考となる情報を発信することなどにより、男性の子育てへの参画を促進します。 | 子ども未来     | ホームページなどにより情報を発信し、男性の地域子育て支援センターの利用促進を図ります。   |            |    |
|    |              |   | 健康増進課     | 母子健康手帳(両親でともに記録する仕様になっている)の交付、もうすぐパパママ学級(妊婦体験や沐浴練習など)での体験学習や交流、乳児家庭全戸訪問(両親で協力して子育てすることなどを助言する)等の事業において、両親でともに子育てを担うこと、男性の子育てへの参画を促進し、積極的に育児をしている父親の割合の増加を目指します。<br>(指標にかかる計画5-(3)の再掲) |            |    |
|    |              |   | 社会教育課     | 子育て応援メールマガジンにより、男性の子育てを促進するような情報や子どものかかわり方などを取り入れた情報を発信します。<br>(施策にかかる計画1-(3)-1の再掲)   |            |    |
|    |              |   | 市民交流課     | 男性が子どもと一緒に参加する講座を実施し、男性の育児への理解と積極的な取組を促進します。<br>(施策にかかる計画1-(3)-2の再掲)  |            |    |
| 2  | 男性の介護への参画促進  | 男性が、介護の知識や技術を学び、参加者同士の交流や意見交換などができる講座などを実施することにより、男性の介護への参画を促進します。          | 福祉総合相談課   | 家族介護教室を開催し、特に男性参加者の増加に努めます。   |            |    |

施策にかかる計画 (H28～H32)

【評価(自己評価)】

- S: 男女共同参画の視点を持ち計画(想定)以上の成果を上げることができた
- A: 男女共同参画の視点を持ち概ね取り組むことができた
- B: 男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要
- C: 取組を実施しなかった(未実施)、積極的な取組が必要
- : 該当ケースがなかった(該当なし)

基本的施策 6 性に関する理解促進と男女の健康支援

施策の方向(1) 性に関する理解の促進

| 番号 | 施策              | 内容  | 担当課 (H28)      | 取組内容 (H28～H32)  | 実施状況 (H28) |    |
|----|-----------------|---|----------------|---|------------|----|
|    |                 |   |                |   | 実施内容       | 評価 |
| 1  | 女性の健康についての理解の促進 | 子供を産む性としての女性の身体の特性を踏まえ、男女ともに女性の心身の健康について理解し合えるよう啓発を図ります。          | 市民交流課<br>健康増進課 | 成人式等において、妊娠適齢期について理解を促す資料を男女共同参画プランとあわせて配付し、男女ともに妊娠・出産とライフプランについて考える機会を提供します。 |            |    |
| 2  | 性を理解する学習の充実     | 発達段階に応じ、身体の性、こころの性など様々な性についての理解を深め、自身及び他の人の性を尊重する意識の醸成を図る学習を行います。 | 学校教育課          | 助産師などの専門家による講話、人権教育の手引き(県教育委員会発行)などの副教材を活用して、発達段階に応じた性に関する学習を行います。            |            |    |

施策の方向(2) 性差やライフステージに応じた健康支援

| 番号 | 施策                    | 内容  | 担当課 (H28) | 取組内容 (H28～H32)  | 実施状況 (H28) |    |
|----|-----------------------|---|-----------|---|------------|----|
|    |                       |   |           |   | 実施内容       | 評価 |
| 1  | 性差に応じた健康講座等の実施        | 男女がともに身体的特性について正しい情報を入手し理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるように、性差に応じた健康講座等を実施します。        | 健康増進課     | もうすぐパパママ学級、女性の健康管理やがん予防などについての出前講座等をおして、男女のライフステージに応じた情報の提供と健康増進支援を行います。  |            |    |
| 2  | 不妊・不育症への支援            | 不妊及び不育症の治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊及び不育症の治療費の一部を助成します。                      | 健康増進課     | 不妊治療、不育症の治療を行う夫婦に対し、治療費の一部を助成し経済的負担の軽減を図ります。  |            |    |
| 3  | 妊産婦に対する健康支援           | 健康診査や訪問指導などにより、妊産婦の健康について、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。                      | 健康増進課     | 妊婦健康診査の一部公費負担、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児の健康診査などにおける妊産婦の健康管理指導より妊産婦の健康支援を行います。   |            |    |
| 4  | 女性及び男性特有の疾患に対応した検診の実施 | 女性特有及び男性特有の疾患の早期発見・早期治療の促進を図るため、がん検診や節目検診を実施します。                          | 健康増進課     | ・女性や男性特有のがん(子宮頸がん・乳がん・前立腺がん)の早期発見・早期治療のため、がん検診について広報やホームページ、地方紙、健康講座や街頭キャンペーンなどで啓発を行い、がん検診の受診率増加を目指します。(指標にかかると計画6-(2)の再掲)<br>・女性に多い骨粗しょう症を予防するための節目検診を実施します。 |            |    |
| 5  | こころの健康への支援            | 性差やライフステージに応じたこころの健康について理解を深め、こころの健康を守るとともに必要な支援につなげるため、講座の実施や情報の発信を行います。 | 健康増進課     | ・こころサポーター養成講座を事業所で実施し、就労の場における、こころの健康に関する理解を深めるとともに、見守り支援の体制づくりに努めます。<br>・もうすぐパパママ学級で産後うつなど女性のこころの健康に関する情報を提供するとともに、乳児全戸訪問時に用いる質問票により産後うつの早期発見・早期対応に努めます。     |            |    |
| 6  | 相談窓口の周知と充実            | こころや身体の健康や悩みについて相談できる窓口の情報を広く周知し、誰もが相談しやすい体制の充実に努めます。                     | 健康増進課     | 男女それぞれの身体やこころの健康を相談できる窓口について、ホームページや広報紙への掲載、チラシ等を配布し周知に努めます。  |            |    |
|    |                       |   | 福祉総合相談課   | 男女それぞれのこころの健康を相談できる窓口について対応する福祉総合相談窓口の体制を維持するとともに、ホームページ、チラシ等により相談窓口の周知に努めます。   |            |    |
|    |                       |   | 市民交流課     | ・男女共同参画センターの女性の悩み相談の窓口について周知するとともに、研修により相談員のスキルアップを図り女性相談事業の充実に努めます。<br>・男性の悩み相談について、ホームページや広報紙、チラシ等により、県の相談窓口(あざれあ)の情報の周知に努めます。                              |            |    |

施策にかかる計画 (H28～H32)

基本的施策7 女性に対する暴力の根絶

施策の方向(1) DV (配偶者等からの暴力) のない地域づくりの推進

【評価 (自己評価)】  
 S : 男女共同参画の視点を持ち計画 (想定) 以上の成果を上げることができた  
 A : 男女共同参画の視点を持ち概ね取り組むことができた  
 B : 男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要  
 C : 取組を実施しなかった (未実施)、積極的な取組が必要  
 - : 該当ケースがなかった (該当なし)

| 番号 | 施策            | 内容   | 担当課 (H28) | 取組内容 (H28～H32)                     | 実施状況 (H28)                   |                                    |
|----|---------------|--|-----------|------------------------------------|------------------------------|------------------------------------|
|    |               |  |           |                                    | 実施内容                         | 評価                                 |
| 1  | DV防止の広報・啓発    | DV防止に関する情報発信や講座の実施などにより、DVの防止と早期通報を呼びかけるとともに相談窓口について広く周知し、「DVを許さない見逃さない地域づくり」に取り組みます。    | 関係各課      | (富士宮市DV対策基本計画の「施策の方向と取組」を取組内容とします) | (富士宮市DV対策基本計画の取組実績を実施内容とします) | (富士宮市DV対策基本計画の取組実績の評価を基本とした評価とします) |
| 2  | DV被害者の支援体制の充実 | 専任の相談員 (女性) を中心に、DV被害者の立場と意思を尊重した相談支援を実施するとともに、DV被害者の保護及び生活再建に向けて関係機関と連携した切れ目のない支援を行います。 | 関係各課      | (富士宮市DV対策基本計画の「施策の方向と取組」を取組内容とします) | (富士宮市DV対策基本計画の取組実績を実施内容とします) | (富士宮市DV対策基本計画の取組実績の評価を基本とした評価とします) |

施策の方向(2) ハラスメント防止対策の推進

【評価 (自己評価)】  
 S : 男女共同参画の視点を持ち計画 (想定) 以上の成果を上げることができた  
 A : 男女共同参画の視点を持ち概ね取り組むことができた  
 B : 男女共同参画の視点が弱く一部取り組むことができなかった、一層の取組が必要  
 C : 取組を実施しなかった (未実施)、積極的な取組が必要  
 - : 該当ケースがなかった (該当なし)

| 番号 | 施策                   | 内容   | 担当課 (H28) | 取組内容 (H28～H32)  | 実施状況 (H28) |    |
|----|----------------------|--|-----------|---|------------|----|
|    |                      |  |           |   | 実施内容       | 評価 |
| 1  | ハラスメント防止の啓発          | 事業所及び学校に向けて、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど各種ハラスメント防止について注意喚起を促す情報提供や啓発を行います。 | 商工振興課     | 関係機関と協力し、ホームページやチラシ配布などにより、事業所におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等の防止について注意喚起を促す情報を発信し啓発を行います。  |            |    |
|    |                      |  | 学校教育課     | 校内研修の機会を持つとともに、相談体制を整え、職員におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等の防止に努めます。  |            |    |
| 1  | 市役所におけるハラスメント防止体制の整備 | 市職員に対し、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど各種ハラスメントの防止に関する研修を実施するとともに、相談体制を整備します。  | 人事課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度から平成28年度までの3か年で、全職員を対象としたハラスメント研修を実施します。以降も、平成31年度から平成33年度までの3か年で研修を実施していきます。</li> <li>引き続き、人事課にハラスメント相談窓口及びハラスメント相談処理委員会を置き、各種ハラスメント相談に対応していきます。</li> </ul> |            |    |